令和2年3月31日 (教)規則第2号

(趣旨)

(定義)

第1条 この規則は、大阪市立学校活性化条例(平成24年大阪市条例第86号。以下「条例」という。)第16条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 学校 本市が設置する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校及び中学校(いずれも本市の区域外に所在するもの及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「法施行規則」という。)第56条(法施行規則第79条において準用する場合を含む。)の規定により特別の教育課程を編成するものを除く。以下同じ。)をいう。
  - (2) 複式学級 2の学年の児童又は生徒で編制する学級をいう。
  - (3) 単学級 1の学年における学級数(特別支援学級及び夜間に2部授業を行う学級の数を除く。 以下同じ。)が1であることをいう。
  - (4) 通学区域 大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則(平成25年大阪市教育委員会規則第40号。以下「就学規則」という。)第2条第3号に規定する通学区域をいう。
  - (5) 適正配置対象校 教育委員会が、学級数の規模が12を下回る小学校であって今後も12以上となる見込みがないと認めるもの及び学級数の規模が6を下回る中学校であって今後も6以上となる見込みがないと認めるものをいう。
  - (6) 適正配置関係校 前号及び次項に規定する学校との統合の相手方となる学校(前号及び次項に規定する学校を除く。)又は前号及び次項に規定する学校の通学区域の変更と併せて通学区域を変更する学校(前号及び次項に規定する学校を除く。)をいう。
- 2 条例第 16 条第 4 項第 2 号に規定する教育委員会規則で定めるものは、教育委員会が、学級数の規模が 9 を下回る中学校であって今後も 9 以上となる見込みがないと認めるもの(条例第 16 条第 4 項第 1 号に規定する中学校を除く。)のうち、生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るため統合又は通学区域の変更の必要があると認めるものとする。

(適正配置対象校の区分)

- 第3条 小学校における適正配置対象校については、毎年5月1日現在の学校現況調査、住民基本 台帳等を勘案し、次に掲げるとおり区分する。
  - (1) 複式学級を有する小学校
  - (2) 児童数が120を下回る小学校であって、今後も120以上となる見込みがないもの(前号に掲げるものを除く。)
  - (3) 児童数が120以上である小学校であって、今後120を下回ることが見込まれるもの(第1号に掲げるものを除く。)
  - (4) 全ての学年において単学級である小学校であって、今後も全ての学年において単学級であることが見込まれるもの(前3号に掲げるものを除く。)
  - (5) 学級数が7以上11以下である小学校であって、今後全ての学年において単学級になること

が見込まれるもの(第1号から第3号までに掲げるものを除く。)

- (6) 学級数が今後7以上11以下であると見込まれる小学校(第1号から第3号までに掲げるものを除く。)
- 2 中学校における適正配置対象校については、毎年5月1日現在の学校現況調査、住民基本台帳等を勘案し、次に掲げるとおり区分する。
  - (1) 複式学級を有する中学校
  - (2) 生徒数が60を下回る中学校であって、今後も60以上となる見込みがないもの(前号に掲げるものを除く。)
  - (3) 生徒数が60以上である中学校であって、今後60を下回ることが見込まれるもの(第1号に掲げるものを除く。)
  - (4) 全ての学年において単学級である中学校であって、今後も全ての学年において単学級である ことが見込まれるもの(前3号に掲げるものを除く。)
  - (5) 学級数が4又は5である中学校であって、今後全ての学年において単学級になることが見込まれるもの(第1号から第3号までに掲げるものを除く。)
  - (6) 学級数が今後4又は5であると見込まれる中学校(第1号から第3号までに掲げるものを除く。)

(学校再編整備計画)

- 第4条 条例第16条第5項の教育委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。
  - (1) 適正配置対象校、適正配置関係校又は第2条第2項に規定する学校の学級数及び児童生徒数 の推移並びに今後の見込み
  - (2) 適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校の学級数の規模を適正規模にするための方法
  - (3) 学校再編整備計画実施のための学校施設の整備計画
  - (4) 学校再編整備計画実施後の小学校の通学路及び通学路の安全対策
  - (5) その他必要な事項

(学校再編整備計画の策定)

- 第5条 教育委員会は、あらかじめ適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校の所在する区の区担当教育次長が作成した学校再編整備計画案をもとに、学校再編整備計画を策定する。
- 2 学校再編整備計画における、当該計画実施後の児童生徒の学校への通学距離は、原則として、 小学校においては2キロメートル以内、中学校においては3キロメートル以内とする。ただし、 児童生徒が学校教育法施行令第5条第2項に定める就学すべき学校の通学区域以外から通学す る場合は、この限りではない。
- 3 適正配置対象校の統合の相手方となる小学校は、原則として、当該適正配置対象校の通学区域 と共通する通学区域を有する中学校の通学区域内にあり、かつ当該適正配置対象校と通学区域が 隣接している小学校とする。適正配置対象校の通学区域の変更と併せて通学区域を変更する小学 校についても、同様とする。
- 4 適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校の統合の相手方となる中学校は、原則として、 同一区内にある通学区域が隣接している中学校とする。適正配置対象校又は第2条第2項に規定 する学校の通学区域の変更と併せて通学区域を変更する中学校についても、同様とする。

- 5 学校の統合を実施する場合の学校再編整備計画において、当該計画実施後の学校は、適正配置 関係校と統合する場合にあっては、適正配置関係校の所在地に、適正配置対象校又は第2条第2 項に規定する学校と統合する場合にあっては、統合するいずれかの学校の所在地に設置するもの とする。ただし、必要な学校施設の整備が困難な場合等、やむを得ないと認められる場合はこの 限りでない。
- 6 学校再編整備計画の実施の時期は、学校施設の整備計画等を勘案し、最短となるように策定しなければならない。
- 7 学校再編整備計画の策定は、速やかに行うものとする。ただし、次の各号に掲げる学校の学校 再編整備計画は、学級数及び児童生徒数の推移を十分に考慮して、適切な時期に策定するものと する。
  - (1) 第3条第1項第1号から第5号まで又は第3条第2項に区分される学校のうち就学規則第 5条第2項の規定により保護者が選択できる施設一体型小中一貫校
  - (2) 第3条第1項第6号に区分される小学校
  - (3) 第3条第1項第1号から第5号まで及び第3条第2項に区分される学校のうち教育委員会が特別の事由があると認める学校
  - (4) 第2条第2項に規定する中学校

(学校再編整備計画の変更)

第6条 教育委員会は、適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校について、当該校の学級 数及び児童生徒数の推移、学校施設の整備状況等を勘案し、必要に応じて当該校の所在する区の 区担当教育次長が作成する変更案をもとに、学校再編整備計画を変更することができる。

(学校適正配置検討会議)

- 第7条 教育委員会は、前2条の規定により学校再編整備計画を策定し、又は変更した場合、条例 第16条第7項(同条第8項で準用する場合を含む。)に基づき学校再編整備計画について保護者 等の意見を聴取する場として、学校再編整備計画に関する学校適正配置検討会議(以下「会議」 という。)を開催する。
- 2 会議の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、学校再編整備計画の対象となる学校の校長の 意見を聴いて、当該校の所在する区の区長の推薦により、教育委員会が委嘱する。
  - (1) 当該校に在籍する児童生徒の保護者
  - (2) 当該校の所在する地域の住民(当該校の校舎が、その学校の通学区域外に所在する場合は、その学校の通学区域内に居住する住民とする。)等
  - (3) 当該校の学校協議会の構成員
  - (4) 前各号のほか教育委員会が適当と認める者
- 3 委員の定数は、学校再編整備計画の対象となる学校のうち1の学校ごとに5名程度とし、会議 ごとに定める。
- 4 委員の任期は、特に必要がある場合を除き、委嘱の日から4年以内とする。
- 5 委員が欠けたことにより新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 会議においては、次の各号に掲げる事項について意見聴取を行う。
  - (1) 学校再編整備計画に関すること
  - (2) 学校名案、校章、校歌、標準服、その他必要な事項に関すること

- 7 会議は原則として公開するものとする。
- 8 会議において必要と認めるときは、保護者、地域住民その他の関係者に対し、会議への出席を求め、意見を聴取することができる。また、学校再編整備計画の対象となる学校に在籍する児童生徒について、当該児童生徒の保護者又は当該児童生徒が在籍する学校の校長の同意を得た場合には、意見を聴取することができる。

(実施の細目)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月12日(教)規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月31日(教)規則第8号)抄

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和7年2月3日(教)規則第1号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。